

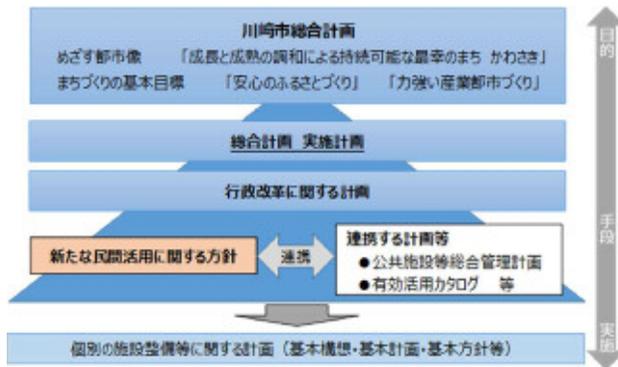
1. 本市がめざす「民間活用」の基本的考え方

現在、日本の人口が減少する中、川崎市では人口増加が続いており、市税収入は堅調に推移している一方で、社会保障や防災・減災対策、都市機能の充実などによる財政需要は増加しており、都市部における財政需要に対応するための地方税財政制度上の措置が十分とはいえないことなどから、今後も大変厳しい財政状況が続く見通しとなっている。

このような中でも、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和を図りながら、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざしていくためには、長期的な視点からの十分な備えをしていく必要がある。公共施設の整備・管理・運営においては、都市インフラや公共施設の老朽化や多様化する市民ニーズなどに対応し、市民満足度の高い行政サービスを持続可能な形で提供し続けるためには、従来の公共の業務の一部を民間事業者に担わせるといった活用方策から一歩進み、民間事業者の主体的な発案や提案など、民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限に活用して、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることが必要である。

また、新しい民間活用の機運を高めていくためには、行政と民間事業者が、発注者と受注者の関係に加え、「公共」を共に担い、共に創り上げていく意識を共有することが重要であり、行政側が率先して民間事業者をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識することも必要である。

このような考え方をもとに、今後、本市では民間活用の推進に積極的に取り組んでいくこととする。



2. これまでの経緯（民間活用に関する方針等）

川崎市における新事業手法導入に関する基本方針（平成13年1月策定）

PFI法等の関係法令等を踏まえ、本市において実施される事業の執行にPFI等の新事業手法を導入していくことを基本的な考え方とし、候補事業選定における視点などを概括的に整理。

新事業手法（川崎版PFI）導入実務指針（平成14年5月策定）

PFIの概要や特徴（性能発注、VFMの実現、債務負担行為の設定等）、事業執行における留意点（透明性・公平性の確保、行財政運営の効率化、市民サービス向上等）などPFI制度の基礎的概念のほか、候補事業選定の考え方や事業化に向けた意思決定プロセス・検討内容、各段階における関係部局の役割などを整理。

民間活用ガイドライン（平成20年11月策定）

民間活用に関する本市の基本的な考え方を整理するとともに、民間活用を実施する上での課題に対応した標準的な手順を示すことにより、民間活用の適切な推進と安全で良質な公共サービスの提供を行うための考え方を整理。

3. 方針等策定後の法令改正等の環境変化

(1) PFI法の改正の経過（主なもの）

- 平成23年6月改正 ●民間事業者による提案制度の導入 ●コンセッション方式の導入 など
- 平成30年6月改正 ●公共施設等運営権者が指定管理者を兼ねる場合の特例 など

(2) 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針

平成27年12月に内閣府政策統括官および総務省大臣官房地域力創造審議官の連名により都道府県および政令指定都市宛てに「優先的検討規程（多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討するための手続きおよび基準等）」の策定が要請された。

(3) 都市公園法の改正

平成29年6月に都市公園法が改正され、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」(Park-PFI。以下「P-PFI」という。)が新たに設けられた。

(4) 先進自治体の取組

- 横浜市⇒ワンストップ窓口の設置 ●福岡市⇒PPP地域プラットフォームの設置 など

4. 策定の考え方

(1) 計画策定にあたっての基本認識

- 法改正等の状況変化に対応した新たな方針が必要
- 民間活用の推進のため、多様な主体との幅広い分野での連携を進めるしくみの再構築が必要
- 国や先進自治体の取組を積極的に取り入れていくことが有効
- 「ガイドライン」、「基本方針」、「実務指針」の関係性の整理（統合・再整理など）が必要

(2) 策定に向けた検討方針

方針1：多様な民間活用のあり方の再整理

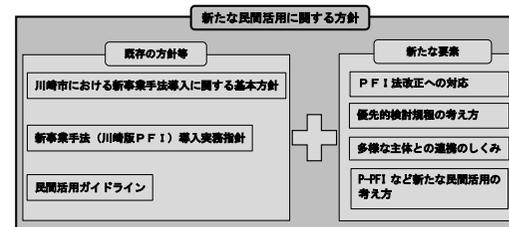
- 現方針等で主眼をおいている民間活用の相手方及び対象となる事業分野について、改めてその範囲や想定する具体的な連携手法を整理する。

方針2：民間活用を進めるうえでの課題と対応策の検討

- 方針1で整理した多様な連携パートナーとの多様な事業分野での連携において、①民間ならではの発想からの創意工夫をいかに引き出し、②いかに効率的・効果的な市民サービスの提供とその質の向上の実現につなげるか、③またサービスの安全性・継続性をいかに担保するか、などの視点から課題を整理し、その課題解決のための具体的な取組を検討する。

方針3：民間活用を進めるための取組を有機的に連携させたしくみの検討

- 庁内的な意思決定プロセスや制度的枠組みなどを有機的に連携させながら、民間活用の事業を促進するためのしくみを検討する。



【現方針の民間活用】

- 連携主体が民間企業に主眼
- 主に施設整備・管理運営事業、PFI手法を対象
- 現行法に未対応

【新たな方針でめざすところ】

- 多様な主体との連携に拡大
- 施設整備・管理運営事業の他、公有財産の有効活用、ソフト的な事務事業等にも拡大
- 現行法の規定に対応

【課題・論点】

民間ならではの発想からの創意工夫を引き出し、いかに効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげ、またサービスの安全性・継続性をいかに担保するか

